



岡山労働局職業安定部職業対策課

担当：職業対策課長 上山 吉徳

職業対策課長補佐 河本 清美

地方障害者雇用担当官 行廣 淳治

電話：086-801-5108

障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく  
岡山市教育委員会に対する適正実施勧告の発出について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.1%。都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.0%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）。ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができる（法第39条第2項）。

岡山市教育委員会については、平成22年1月を始期とする3年間にわたる障害者採用計画を作成したにもかかわらず、計画中間に当たる本年6月1日現在、当該採用計画を適正に実施されていないと認められたことから、法第39条第2項の規定に基づき、本日付けて適正実施勧告を行う。

別添

### 適正実施勧告を発出した機関の状況

岡山市教育委員会(法定雇用率2.0%)

機関名	採用計画中間(23.6.1)の雇用状況				採用計画の実施状況				
	算定基礎職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		実施率
					①職員数	②うち障害者数	③職員数	④うち障害者数	
岡山市教育委員会	3,199.5	39.5	1.23%	23.5	301	30	350	2.5	7.17%

注) 実施率 =  $\frac{④/(③)}{②/(①)}$